

MRA複合マークの使用について

JAB N410:2015 第16版の改定により、試験所関係の認定プログラムにおいて、JAB認定シンボル及びMRA複合シンボルが使用しやすくなりました。

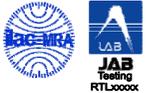
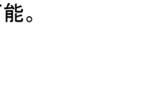
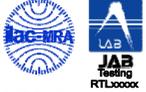
- (1) MRA複合シンボルを使用できるのは、本協会の認定をうけた試験所・校正機関、臨床検査室、検査機関です。
- (2) MRA複合シンボル使用のため、「サブライセンス契約」の締結は不要となりました。
- (3) 認定をうけた機関・組織に属さない方の名刺にも、一定の条件を満たせば、JAB認定シンボル及びMRA複合シンボルの使用が可能となりました。(以下に例を示します。MRA複合シンボルを表示しない場合も同様です。)

RTLxxxx 「〇〇エンジニアリング 食品試験室」における複合マークの使用例(名刺の場合)

認定LABと同一法人内だが、機関名称で表わされる組織の外の方の名刺への記載例

機関名称で表される組織名が明記されていれば、使用可能。

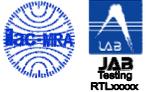
認定に含まれている事務所、部署の方は、そのまま使用可能。
(所属組織名等で明らかであることが必要)

<p>〇〇エンジニアリング 食品試験室 受付センター 目黒 花子</p> 	<p>〇〇エンジニアリング 食品試験室 試験課 主任 大久保 太郎</p> 	<p>〇〇エンジニアリング 食品試験室 室長 大塚 勇</p> 
<p>〇〇エンジニアリング 取締役 神田 徹</p> 	<p>〇〇エンジニアリング 取締役 神田 徹</p> 	<p>〇〇エンジニアリング 取締役 神田 徹</p> 

RTLxxxx 「株式会社 〇〇製作所 材料試験室 試験課」における複合マークの使用例(名刺の場合)

認定LABと同一法人内だが、機関名称で表わされる組織の外の方の名刺への記載例

機関名称で表される組織名が明記されていれば、使用可能。

<p>株式会社〇〇製作所 材料試験室 営業課 渋谷 順子</p> 	<p>株式会社〇〇製作所 材料試験室 営業課 渋谷 順子</p> 
--	--